令和６年４月１日現在

相続専用定期預金

１．商品名（愛称）	・相続専用定期預金
２．販売対象	・金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後、1年以内に被相続人から受け取った相続預金を原資として、本定期預金を預け入れする個人
３．取扱期間	・令和１年９月２日（月）～
４．取扱店	・１顧客１営業店
５．お預入れ期間	・１年　自動継続定期預金（元金・元利金継続）
６．お預入れ （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 ・個人…スーパー定期　／　大口定期 ・一括預入 ・スーパー定期１００万円以上１，０００万円未満　・大口定期１０００万円以上 ・１円単位
７．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
８．利息 適用金利 計算方法	・上記６の対象定期預金の預入時店頭表示金利＋０．２％ ・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における上記６の対象定期預金店頭表示の利率を適用します ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算
９．税　金	・個人の利息には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります 【注】平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人の方は総合課税となります
10．付加できる 特約事項	・総合口座、マル優の取扱ができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率）
11．中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
12．金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示画面または窓口へご照会ください

気仙沼信用金庫

13. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（９時～１７時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください
14. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます）